

エンドレスハウザージャパン株式会社 販売基本条件

第1条 販売条件

弊社を売主、貴社を買主とする見積書に記載の製品およびサービスに関する売買(以下「本取引」といいます。)の条件は、別途書面による合意がない限り、本書に記載の条件によるものとします。また、書面で合意される場合は、販売基本条件に加えて、特別な条件(ソフトウェアまたは特別なサービスのための特別な条件等を含む。)が適用される場合があります。

販売基本条件は、任意に修正することがあります。販売基本条件は弊社ホームページに掲載しています(www.jp.endress.comを参照願います)。貴社が提示する取引条件は、貴社および弊社の書面による合意があった場合のみ有効です。ファックスや電子メールによる通知は、本販売基本条件の下で書面と認めます。

第2条 価格

本製品の有効価格は、見積書記載の見積有効期限とします。

第3条 納品

納品とは、弊社が本製品を貴社または貴社の指定する者に引渡すこと、または、弊社が本製品を設置する場合には、当該設置を完了したことをいいます。

第4条 受入検査

- 1 貴社は、納品から7営業日以内に、受入検査を完了し、その結果を書面により弊社に通知するものとします。
- 2 貴社が、弊社に対して前項に定める書面による通知をしない場合には、本製品は受入検査に合格したものとみなします。
- 3 前項の受入検査に合格した時点で、本製品に関する検収(以下「本件検収」という。)が完了するものとします。
- 4 本製品が不合格となった場合には、弊社は、貴社の要求に従い第7条第1項第1号に定める履行の追完をするものとします(この場合には、民法562条1項ただし書を準用します。)。ただし、不合格品が貴社の責めに帰すべき事由により生じた場合は、この限りではありません。

第5条 所有権等の移転

本製品の所有権は、本件検収の完了時をもって、滅失、毀損等の危険は、納品の時をもって弊社から貴社へ移転するものとします。

第6条 代金の支払い

- 1 貴社は、弊社に対して、別段の合意規定がない限り、本製品の代金として見積書記載の有効価格を月末締め翌末日までに現金にて弊社が別途指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとします。振込費用は、貴社の負担とします。
- 2 貴社は、前項に定める本製品の代金の支払いを怠ったときは、弊社に対し、支払期日の翌日から支払いが完了するまで年利14.6%の割合(365日の日割計算)による遅延損害金を支払うものとします。

第7条 担保責任

1 貴社は、本製品がその種類、品質または数量に関して本取引の内容に適合しない場合であって、かつその不適合が検査時に直ちに発見することができないものであるときは、弊社に対し、第8条保証条件に規定する期間に限り、次の各号に定める権利のいずれかを行使することができます。ただし、第3号の権利は、重大な不適合が存在する場合に限って行使することができるものし、各号の権利は、弊社の責めに帰すべ

き事由によらない不適合の場合には行使することができないものとします。

- ① 本製品の修補、代替物の引渡し、不足分の引渡し(以下「履行の追完」と総称します。)
 - ② 契約不適合により貴社が被った損害の賠償請求(損害賠償債務の範囲は、直接かつ通常生ずべき損害に限られるものとし、逸失利益、機会損失、間接損害は含まれず、また、本製品の代金(設置費用を含む。)を賠償額の上限とします。)
 - ③ 本取引の解除
- 2 民法563条は適用しないものとします。

第8条 保証条件

- 1 製品については、納品後18ヶ月又は据付(スタートアップ)後12ヶ月のどちらか早い満了日にて保証期間を終了致します。
- 2 新品部品販売に関しましては、弊社納品後12ヶ月にて保証期間を終了致します。
- 3 修理点検作業に関しましては、作業終了後6ヶ月にて保証期間を終了致します。
- 4 校正作業に関しましては、校正作業時の機器精度を確認するものであり、機器動作を保証するものではありません。
- 5 弊社の責に帰すべき事由によらない不適合、故障、瑕疵等については、保証の対象と致しません。
- 6 弊社は、明示的に定めがある場合または別途書面による合意がある場合を除いては、如何なる保証も致しません。

第9条 損害賠償

弊社が本取引に関して貴社に対して負うこととなる損害賠償の範囲は、事由の如何を問わず、直接かつ現実に生じた損害に限られるものとし、逸失利益、間接損害等は含まれないものとし、また、本製品の代金(設置費用を含む。)を賠償額の上限とします。

第10条 権利義務の譲渡禁止

- 1 貴社および弊社は、相手方の書面による承諾を得ない限り、本取引により生じる一切の権利または義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、または担保に供してはならないものとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、本取引により生ずる権利については、あらかじめ、第三者に対して前項に定める譲渡制限特約の存在および内容を書面により通知し、かつその書面の原本証明付写しを相手方に交付した場合には、前項の違反を構成しないものとします。
- 3 貴社および弊社は、第1項に違反して本取引より生ずる権利または義務を第三者に譲渡等した場合には、相手方に対し、直ちに違約金として本製品の代金を支払わなければならないものとします。

第11条 解除

貴社または弊社は相手方が次の各号の一に該当する場合は、相手方の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、なんらの催告を要せず本取引を解除することができます。

- ① 貴社が支払期限経過後30営業日以内に代金の全部または一部の支払わないとき。
- ② 第10条1項に反し、本取引により生ずる権利または義務を第三者に譲渡等したとき。

③ その他本契約に基づく義務を履行しないとき、または本契約を継続し難い事由が生じたとき。

第 12 条 不可抗力

地震、台風、洪水等の自然災害およびテロ、戦争、火災、ストライキ、伝染病等の大災または政府による法律、命令、規則の制定および施行等の政府行為等、弊社の責に帰すことのできない事情による履行不能、遅滞等については、弊社は責任を負いません。

第 13 条 遵法

第 13.1 条 反賄賂および反腐敗

弊社は、反賄賂および反腐敗に関連する一切の適用法令を遵守します。

貴社は、当該法令を遵守し、遵守に必要な措置をとることを約束したものとします。

第 13.2 条 輸出入管理規制

弊社は、輸出入管理関係の一切の法令を遵守します。

貴社は、当該法令を遵守し、遵守に必要な一切の措置をとることを約束したものとします。

第 13.3 条 保障

貴社は、貴社自身若しくは貴社が責任を負う場合のある第三者による上記法令の違反、違反の疑い若しくはその非遵守により生ずる一切の損害、費用および経費を、弊社に補償し弊社に害が及ばないようにしなければなりません。

第 14 条 個人情報保護

弊社および貴社は、個人情報保護法その他関係法令およびガイドラインに規定する個人情報取扱事業者としての義務を遵守し、個人情報が漏えいしないよう個人情報の安全管理措置を実施するものとします。

第 15 条 秘密保持

貴社および弊社は、開示の方法の如何を問わず、本取引の締結にともない開示された一切の営業上、業務上の情報について、本取引期間中はもとより本取引が終了した後3年間は相手方の書面による事前の承諾なく第三者に開示してはならないものとします。ただし、以下に掲げる事項についてはこの限りではありません。

- ① 本取引以前に各々が保有していたことを証明できる事項
- ② 本取引以前に公知となっている事項、または今後貴社または弊社の責によらず公知となることを証明できる事項
- ③ 正当な権利を有する第三者から何ら秘密保持義務を課せられることなく開示された事項
- ④ 自己の意思によらず、管轄官公庁、裁判所または法令の要求により開示する事項

第 16 条 暴力団等の排除

1 貴社および弊社は、相手方が次の各号の一に該当する場合は、本取引の他の規定にかかわらず、なんらの催告を要せず本取引の全部または一部を解除することができるとともに、解除された当事者は解除した当事者に対して負担する一切の債務について当然に期限の利益を喪失するものとします。

- ① 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業もしくは団体または関係者、その他の反社会的勢力(以下、「暴力団等」という。)である場合、または暴力団等であった場合
- ② 自らまたは第三者を利用して、相手方に対し詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いるなどした場合
- ③ 自身が暴力団等である旨を伝え、または関係団体もしくは関係者が暴力団等である旨を伝えるなどした場合
- ④ 暴力団等に本取引により生ずる権利または義務を譲渡し、承継させ、または担保の目的に供するなどした場合

⑤ 自らまたは第三者を利用して、相手方の名誉や信用等を毀損し、または毀損するおそれのある行為をした場合

⑥ 自らまたは第三者を利用して、相手方の業務を妨害した場合、または妨害するおそれのある行為をした場合

2 貴社または弊社が、前項各号の定めにより本取引を解除した場合には、相手方に対し一切の賠償責任等を負わないものとします。

第 17 条 再販売: 書類に対する権利

貴社は、弊社商品に原本書類を付けた状態でしか再販売できません。弊社の商品或いは弊社のサービスの引渡しに関連して弊社が貴社に提供する書類、図面、モデル、見積書、電子データ、これらの類のもの(「本件書類」と呼びます)に対する一切の所有権と知的財産権は、弊社若しくは弊社のライセンサー或いはその両者が保有します。これら本件書類は、弊社と貴社との間の具体的な契約目的に照らして明らかに許されている場合以外は、第三者の利用に供することを禁じます。

第 18 条 返品除染/洗浄

弊社は、弊社による除染・洗浄の指示が適切に守られている場合に限り、弊社商品の返品を受け入れます。これを遵守しない場合は、貴社の費用負担で、当該商品を貴社に返送する権利を留保します。なお、返品に要する費用は、貴社の負担とします。

第 19 条 裁判管轄

本取引は日本法を準拠法とします。本取引より生じる権利義務に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。